

処分基準

B - e - 1 9

平成 6 年 1 0 月 1 日作成

法令名	: 道路交通法
根拠条項	: 第 9 9 条の 3 第 5 項
処分の概要	: 教習指導員資格者証の返納命令
原権者（委任先）	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 技能検定員審査等に関する規則第 1 6 条 第 2 項（準用規定）
処分基準	: 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる。
問い合わせ先	: 警察本部運転免許課指定教習所係 (0 5 2 - 9 5 1 - 1 6 1 1 内線 7 8 1 - 2 5 4)
備考:	

